

平成24年5月1日

各位

(社) 日本電気協会

キュービクル推奨規約細則改定に伴う形式推奨の特例措置について

形式推奨で出荷できる三相変圧器1台の容量を2000kVAまでとした推奨規約細則の改定に伴い、特例措置として下記のとおり運用いたしますので、お知らせいたします。

記

1 特例措置の内容

(1) 一部変更事項の弾力運用

今回の規約改定により、750kVA以上の変圧器を施設して、最大設備容量区分が同一の既形式機種の外形寸法より小さい寸法の形式推奨申込において、規約細則第5条の温度試験の省略に該当する場合は、一部変更事項で申込できることとし、書類審査のみとする。

(2) 形式更新申込時に寸法変更する場合には、上記と同様の取扱をする。

2 特例措置の適用期間、対象となる製造者

(1) 適用期間 平成24年5月1日から5年間とする。

(2) 対象製造者 規約改定時点で、1,000kVA以上の形式推奨機種を保有している製造者

3 申込方法

一部変更事項として申し込む。

4 提出書類 (一部変更事項として申し込む場合)

(1) 審査申込書 (様式3)

変更事項 「外形寸法変更」と記載

変更事由 「推奨規約細則改定にともなう変更」と記載

(2) 現場審査一部省略理由書 (温度試験) 換気性能計算書を添付

(3) 接続図

- (4) 寸法図
- (5) 機器配置図
- (6) 詳細図 (換気に関する事項のみ)
- (7) 主要機器・材料一覧表 (既形式機種との変更部分のみ)
- (8) 保護協調説明書

5 その他

形式更新時に寸法変更する場合は規約細則付録に記載の書類を提出する。

以 上